

雜
（市政問題）

昭和三年十月三日——同年十二月一日、

市政問題對策協議會特別委員會記錄

後藤新平伯傳記編纂會原稿用紙

市政問題對策協議會 臨時委員會 臨時委員會 臨時委員會

臨時委員會 臨時委員會 臨時委員會 臨時委員會

昭和三年十二月一日

市政問題對策協議會

伯爵後藤新平版

拜啓 過般来本協議會特別委員會に於て數回
に亘り審議攻究の結果到達を見候諸決議並に
申合に付去十月三日日本工業俱樂部に開催の第
一回協議會出席者各位に對し去十月二日附書状
を以て賛否を御伺致候處異議の御回答無之候
に就ては前記特別委員會の決議に基き後藤伯爵
並に阪谷男爵本會を代表して昨十月三十日首相官
邸に於て總理大臣並に内務大臣に御會見本協議
會の経過を詳細陳べり小たる上別紙寫の通り決

議文關係書類を添へ手交相成候猶東京府知事
並に東京市長に對しても同文を以て夫々提出致置候
間御了承相成度候
先は右御報告申上度如斯御座候
敬具

最近東京市政ノ狀態ハ坐視スルニ忍ビザルモノアリ先般東京
市政調査會ノ主催ニ依リ別紙記載ノ諸氏會合ノ上市政問題對策
ニ付協議致シ更ニ其決議ニ基キ特別委員ヲ設ケテ時局匡正策ニ
付前後數回ニ涉リ慎重審議ヲ重ネ候結果別紙決議ノ通り處理ス
ベキモノナリトノ意見ニ一致シ尚右決議ヲ拙着等兩人ヨリ閣下
ニ申達可仕旨ノ決議有之候ニ付テハ謹ンデ之ガ具陳ニ及候條何
卒御詮議ノ上速カニ該意見ノ実行ヲ見ルニ至リ候様適當ニ御措
置アラシコトヲ冀望ニ不堪此段得費意候也

昭和三年十一月三十日

市政問題對策協議會代表者

伯爵後 藤 新 平(自署)

男爵阪 谷 芳 郎(自署)

議文關係書類を添へ手交相成候猶東京府知事
並に東京市長に對しても同文を以て夫々提出致置候
間御了承相成度候
先は右御報告申上度如斯御座候
敬具

最近東京市政ノ状態ハ坐視スルニ忍ビザルモノアリ先般東京
市政調査會ノ主催ニ依リ別紙記載ノ諸氏會合ノ上市政問題對策
ニ付協議致シ更ニ其決議ニ基キ特別委員ヲ設ケテ時局匡正策ニ
付前後數回ニ涉リ慎重審議ヲ重ネ候結果別紙決議ノ通り處理ス
ベキモノナリトノ意見ニ一致シ尚右決議ヲ拙者等兩人ヨリ閣下
ニ申達可仕旨ノ決議有之候ニ付テハ謹ンデ之ガ具陳ニ及候條何
卒御詮議ノ上速カニ該意見ノ実行ヲ見ルニ至リ候様適當ニ御措
置アラントヲ冀望ニ不堪此段得費意候也

昭和三年十一月三十日

市政問題對策協議會代表者

伯爵 後藤 新平 (自署)
男爵 阪谷 芳郎 (自署)

内閣總理大臣

内務大臣

東京府知事

東京市長

宛（各通）

添附書類

一、市政問題對策協議會出席者及同特別委員名簿

一、市政問題對策協議會經過要領

市政問題對策協議會特別委員會決議

一、東京市會ハ解散スベキモノトス

理由

多数ノ潰職容疑者ヲ出シタル現在ノ東京市會ハ市民ノ信頼ヲ
繋グニ足ラズ到底市政参畫ノ重任ニ堪ハザルモノト認ムルニ
由ル

附記

解散後ノ選舉ニ際シテハ選舉干渉其他買収等ノ弊行ハレザル
様官民ニ於テ特ニ注意ヲ加ヘ新市會ノ淨化ニ努ムルコト

一、板船権平田船権等補償交付金支給ニ関スル市會議決ハ此際市
長ニ於テ執行ヲ停止スル方法ヲ講ズベキモノトス

理由

板船権平田船権等補償交付金支給案ハ一般ノ疑問裡ニ僅々ニ
名ノ差ヲ以テ市會ヲ通過シタルモノナルニ過般未其議決ニ関
シ市會及受給者側ニ多数ノ瀆職容疑者ヲ出タシツ、アリ、斯
ノ如キ事態ノ下ニ於テ右交付金ノ支給ヲ執行スルコトハ穩當
ナラス理事者ニ於テ更ニ慎重ニ考慮スル必要アリト認ムルニ
由ル又京成軌道衆入問題ニ関シテハ市會ノ議決單ナル答申案
ニ過ギズシテ現在市ニ於テ執行スベキ案件存在セザルモノナ
ルモ議決當時ノ事情ニ於テハ何等異ル所ナキヲ以テ同一精神
ヲ以テ適宜處理スベキモノトス

市政問題對策協議會出席者

磯村豊太郎	石塚英藏	岩永裕吉
池田宏	服部金太郎	仁井田益太郎
堀切善次郎	屋一	男爵東郷安
岡實	岡野昇	岡田周造
渡辺鐵藏	梶原仲治	田川大吉郎
添田敬一郎	鶴見佐吉雄	次田大三郎
根津嘉一郎	永田秀次郎	永戸政治
中川望	長興又郎	内田嘉吉
串田萬藏	窪田静太郎	柳田國男
安井英二	山田準次郎	松井茂
丸山鶴吉	松木幹一郎	松本重威
松永安左衛門	前田多門	正木道彦

土	斯	宮	菊	麻	藤
方	波	島	池	生	山
	忠	幹	忠	正	雪
	三	之	三		
寧	郎	助	郎	藏	太

鈴	塩	清	菊	有	藤
木	澤	水	池	賀	田
文	昌		慎	長	謙
治	貞	澄	三	文	一

伯	男爵	後
藤	谷	新
平	郎	平
湯	波	倉
斯	久	吉
方	徵	

同協議會特別委員

委員長 男爵 阪谷芳郎

石塚英藏

池田宏

堀切善次郎

固
實

岡野昇

岡田忠彦

渡
刃
鐵
藏

梶原仲治

田川大吉郎

添田敬一郎

永田秀次郎

中川望

内田嘉吉

宇佐美勝夫

丸山鶴吉

松 永 幹 一 郎

前田多門

伯爵後藤新平

小林丑三郎

佐野利器

湯淺倉平

宮島幹之助

清
水
澄

塩澤昌貞

鈴木文治

市政問題對策協議會經過要領

市政問題對策協議會

(一) 市政問題対策協議會の成立

東京市疑獄事件の展開に鑑み、東京市政調査會に於ては時需に
應じ、適當の對策を講按、樹立するの緊要なるを認め、昭和三年十月三日、日本工業俱樂部に先づ、朝野各方面の識者百四十
六名を招待し、當日左記諸氏の出席を得、席上、東京市政調査
會が曩に一般有識階級並に市政関係者に質問したる「東京市會に
関する制度改善諸案」に對する解答の結果を報告すると共に、時
弊矯正に就て意見を求むる處ありたり。
以下記述する處は其會議並に引續き開會せられたる委員會經過
の要領なりとす。

(二) 市政問題対策協議會本會議

昭和三年十月三日開催せられたる市政問題対策協議會出席者左

の如し。

磯村豊太郎	石塚英藏	岩永裕吉	池田宏
服部金太郎	仁井田益太郎	堀切善次郎	星一
東郷安	岡實	岡野昇	岡田周造
渡辺鉄藏	梶原仲治	田川大吉郎	添田敬一郎
鶴見佐吉雄	次田大三郎	根津嘉一郎	永田泰次郎
永戸政治	中川望	長興又郎	内田嘉吉
串田萬藏	窪田静太郎	柳田國男	安井英二
山田準次郎	松井茂	丸山鶴吉	松本幹一郎
松本重威	松永安左衛門	前田多門	正木直彦
藤山雷太	藤田謙一	子爵後藤新平	麻生正藏
有賀長文	男爵阪谷芳郎	菊地忠三郎	菊地慎三
湯淺倉平	清水登	宮島幹之助	斯波貞吉
斯波忠三郎	塩澤昌貞	土方久徵	土方寧

鈴木文治

先づ主催側として後藤東京市政調査會長は開會の挨拶に於て、本協議會が世上一般の浄化運動と休を異にし、感情に流れず政治的に墮せず、時局に對し相當貢獻ありたき旨の希望を述べ、次で前田東京市政調査會専務理事は「東京市會に關する制度改善要項」に對する回答の要旨に付其梗概を報告し、引續き後藤子爵後阪谷男爵座長席に着きて會議に入り左の如き意見の交換ありたり。

○阪谷男爵より時弊矯制^正の爲め必要なる市制の改正を講按すると共に、他面市會に對し、懲罰を加ふる意味に於て、市會の議決権を三年間停止し、其間一定の有資格者中より内務大臣の任命せる顧問を置き、市會の議決したる事件と雖も、顧問の同意を経ず執行することとを要する制度とすべしとの提議あり。これに對し

○市會加罰の精神に依るとは云へ、市政参劃に重要な議決権を剝奪し停止することは、重大なる自治権侵害なるのみならず、今日公の有力なる機関に於て、真に市會の腐敗を欲し得るもの果して在りやとの前提より、諸般の例を挙げ、結局腐敗墮落の裡に在る日本の現状よりすれば、東京市會の現状は單なる其一例に過ぎざるものなる所以を述べ、斯かる外科的手術を東京市會に加ふるには其前、先づ日本の現状に就き國民的に一層深刻に顧慮せざるべからざる所なきやとの反駁意見あり。次で、

○市會の革正は先づ、市會議員の選舉母体と目すべき、各種協同團體を改善せざるべからず、而して是種團體の改善は歸着する所公民教育の普及にありとの意見あり。更に、
○平常市會議員を監視すべき責任ある市民に於て、之が監視に必要な組織的の機関なきことか、今日の弊實を惹起したる

一所因と認むとの意見あり。

結局

○東京市政改善に関する時局當局の對策及恒久的制度改正問題に亘り、之を座長指名に依る特別委員に委嘱して審議成案を得べきことに決定し、右本會議を終結せり。

(三) 第一回特別委員會

前記本會議の決定に基き左記諸氏特別委員を依囑せられたり。

特別委員

石塚英藏	池田宏	堀切善次郎	岡實
岡野昇	岡田忠彦	渡辺鉄藏	梶原仲治
田川大吉郎	添田敬一郎	永田秀次郎	中川望
内田嘉吉	宇佐美勝夫	前田多門	松本幹一郎
丸山鶴吉	子爵後藤新平	小林五三郎	男爵阪谷芳郎

佐野利器 湯浅倉平 宮島幹之助 清水 澄
塩澤昌貞 鈴木文治

依て十月十二日東京市政調査會に於て右第一回特別委員會を開催先づ協議事項として、前回の本會議勞頭に於て提議せられたる、左記顧問制の是非より審議に入れり。

案

東京市ニ今後三年間顧問會ヲ置キ市長ハ市會又ハ市參事會ノ議決ニ不同意ナルトキハ右顧問會ニ諮問シ、顧問會亦右議決ニ不同意ナルトキハ市長ハ其ノ議決ヲ拒否シ、又ハ原案ヲ執行スルコトヲ得ル制度トシ。顧問會ハ東京ニ於ケル、官私大學總長、商工會議所會頭等一定ノ有資格者中ヨリ市會ノ推薦シタル十五人ノ候補者ニ付、内務大臣ノ任命スル五人ノ顧問ヲ以テ組織スルノ件。(阪谷男爵提案)
之ニ對シ、

○顧問制の趣旨を市參事會の構成中に取り入るべしとの説及び、顧問制の實施は當然に市會議員の裏面に於ける利権策動を牽制し得る方なしとの論及び、顧問の推薦權を市長に附與すべしとの意見等出で。

次で

○現在の市會は正當に議決を為すこと能はざるものと認むるを以て先づ解散を請願し、顧問制は他に絶對の方法なき場合最終の手段として考慮すべきものなり。

○リコール又はレフエンドム制を認めざる現行市制に於て、市會が市民より總括的不信任を受けつつある場合、解散に依るの外、許されたる淨化の方策なし、而して今日の市會は各派に亘り要疑者を出しつゝあるを以て、市會は既に總括的に不信任の状態に在るは論を俟たず、仍て解散の方途に出づべきものなりとの所論あり。之に對し、

○大正九年當時の疑獄との比較、補缺選挙又は總選挙執行の結果に於ける諸般の考究あり。

○善選に依る市會成立を速進せしむる意味に於ても、解散を相當とす。又、

○制度の改正は相當の日時を要し且之が運用の結果を俟たざるべからざるに反し、解散は即時に実行し得べき市政革正の手段なるを以て、此好機を捉へ、解散断行の舉措に出づべしとの各意見が提出され。最後に、

○市會方面の革正以外、市役所内部に於ける利権策動を組織的に監視することの緊要なる所以より、之が機関として、官民類似の職員を市政の中心部に置き、政府に於て其身分を保障すべしとの見地より次の如き總務局長制創設案、提議せられたり。

案

市政第百七十三條ニ依ル市有給吏員ノ組織任用分限ニ関スル勅令ノ制定ヲ要請シ。特ニ東京市ニ對シテハ事務ノ中樞機関トシテ、高等官一等又ハ其待遇ヲ受クル總務局長ヲ置き、之ヲ任免ハ市長ノ同意ヲ得テ政府之ヲ為スノ件。(菊地慎三氏提案)

(四) 第二回特別委員會

特別委員會第二回會合は、十月十八日東京市政調査會に於て開會、市參事會改進に關する左記提議より審議に入れり。

案

東京市ノ名譽職參事會員ハ市會ノ選挙ニ依ラス、廣ク市民中ヨリ市公民カ直接ニ之ヲ選挙(市會選挙ト同時)スルコト、若シ此方法困難ナリトセバ、市會カ廣ク市公民中ヨリ之ヲ選挙スルコト。斯クテ市參事會員ト市會議員トハ相兼

ネシメサルコトヲ必要トス。(清水澄氏提案)
本案に對し

○市参事會が市會の委任事項を代決する關係上、市會よりも相當の参事會員を選出せしむるの要ありとの議及び、英米に於けるオルダーメン制を此場合考慮採用するの要なきかとの意見あり。次で左記提案の審議を終り。

案

東京市ニ市會議員定数ノ六分ノ一ヲ限り、市參與ヲ置キ、市會議員ノ職務権限ヲ行ハシムルコト、シ其ノ半数ハ市會ヲシテ

- 一、東京市長ノ職ニ在リタル者。
- 二、商工會議所會頭。
- 三、學識經驗アル者。

ノ中ヨリ選舉セシメ、半数ハ内務大臣ノ特ニ指名シタル者

ヲ以テ之ニ充ツルモノトス。

市参事會員定数ノ六分ノ一ハ、前項市參與ヲ以テ充ツルコトヲ要ス。(池田宏氏提案)

○市會の解散を當局に懇通する一面に於て、疑獄の發端たるベキ、板舟権並に京成軌道衆入問題の善後措置に付ても亦相當對策を講按する要ありとの提議あり、之に對し法律上意見の交換あり。次で左記提案の審議に移れり。

案

東京市内各区ニ市政改善團體の設立ヲ勸奨スル件
此際ヲ機トシ東京市政調査會ヲ中心トシテ、各区ニ区内有力者ヨリ成ル市政刷新改善ヲ目的トスル恒久的團體ヲ組織セシメ、毎ニ市政ヲ攻究調査シテ市政ノ監督ニ當ラシムルト共ニ將來市政ノ改善ヲ計ルノ途ヲ講セシムルハ最も喫緊ノ要務ト信ス。(中川望氏提案)

○自治制運用上に於ける缺陷の一は、斯かる組織の整備せざる事に至大の原因をなすとの論あり。次で、

○菊池慎三氏より演職事件の相手方たる企業者の制裁に関する輿論の一般に低調なるは事件を輕視するものなりとの意見出で。再び市會解散に関する審議に入り。

○市會議員若干の腐敗に由り、市會を解散することは自治制の本義に於て妥當ならざるのみならず、解散の結果は果して豫期の如く、市會改造の実を擧げ得るや否やとの意見ありたるも、當日は別段何等決する所なくして開會。

(五) 第三回特別委員會

特別委員會の第三回會合は、十月二十四日東京市政調査會に於て開會、直に板舟權補償問題の善後措置に関する審議に入り、諸種の論議出でたるも結局、

○板舟權平田舟權等補償交付金支給議決は、不純の動機に依り少数の差を以て、疑惑の裡に可決せられたるものなるも、之が決議自体は市制第九十條第五項に所謂公益を害し若は市の收支に関し不適當なるものと云ふ事能はざるを以て、右條項に依り之を市會の再議に附することは適切ならざるも、決議當時の事情に應へ、市長に於て、先づ執行停止の發案を爲し、以て市會の純正なる意見を問ふの要ありとの趣旨に依り。又京成軌道乗入問題に就ては、其の決議の形態前述補償案と異り、市に於て執行すべき何等の案件現存せざるも、右補償案の善後措置と同一の精神を以て、之が適當の措置を講ずべきものなりとの見解より、次の決議を見るに至れり。

決議

板舟權平田舟權等補償交付金支給に關スル市會議決ハ此際市長ニ於テ執行ヲ停止スル方法ヲ講ズベキモトス。

理由

板舟権平田舟権等補償交付金支給案ハ一般ノ疑問程ニ僅々
 二名ノ差ヲ以テ市會ヲ通過シタルモノナルニ過般末其ノ議決
 ニ関シ市會及受給者側ニ多数ノ瀆職容疑者ヲ出シツ、アリ、
 斯ノ如キ事態ノ下ニ於テ右交付金ノ支給ヲ執行スルコトハ穩
 當ナラズ、理事者ニ於テ更ニ慎重ニ考慮スル必要アリト認ム
 ルニ由ル。

又京成軌道衆入問題ニ関シテハ市會ノ議決單ナル答申案
 ニ過ギズシテ、現在市ニ於テ執行スベキ案件存在セザルモ
 議決當事ノ事情ニ於テハ何等異ル所ナキヲ以テ同一精神ヲ以
 テ適宜處理スベキモノトス。

次で市會解散問題に移リ。

○單に議員の一部が瀆職事件に因り檢挙せられたる事實を以て、
 直に市政参劃の任に堪へざるものと認め解散の如き激變的處

置を採る事は、自治政を完成せしむる上に於て適切ならず、
 寧ろ司法権の活動に依り、徹底的に市民をして悔悟せしむる
 を當れりとすしとの少数意見ありたるも、多数は。

○市會が今日の如き情勢に於て、市民より總括的不信任を受け
 つゝある以上、解散の手段に依て淨化難生せしむる外方策な
 し、唯解散の結果による總選挙に於て、市政淨化の趣旨に背
 戾するが如き弊害を誘致せしめざる事の緊要なるを認め、此
 の点を附記して左記市會解散要請の決議をなせり。

決議

東京市會ハ解散スベキモノトス

理由

多数ノ瀆職容疑者ヲ出シタル現在ノ東京市會ハ市民ノ信頼ヲ
 繋グニ足ラズ、到底市政参劃ノ重任ニ堪ヘザルモノト認ムル
 ニ由ル

解散後ノ選舉ニ際シテハ選舉干渉其他買収等ノ弊ノ行ハレザルヤウ官民ニ於テ特ニ注意ヲ加ヘ新市會ノ淨化ニ努ムルコト次で、

○松本幹一郎氏より東京市の會計を會計検査院の検査に附すべしとの提議あり。之に對し會計検査院の本質よりする憲法上の疑義及び、行政的會計検査の不徹底等に関する意見の交換ありて開會。

(六) 第四回特別委員會

特別委員の第四回會合は、十月三十一日東京市政調査會に於て開會、先般末審議中なりし議案に就き左の如く決定したる。

決 議

一 東京市各区内ニ市政改善ヲ目的トスル恒久的團體設置ノ実現

ヲ促進スルコト

理 由

市政刷新改善ヲ目的トスル團體ヲ組織シテ毎ニ市政ノ調査研究ヲ為シ市政ノ監視ニ當ルコトハ極メテ適切ナリト認ムルニ由ル。

○懸案の事案に對しては、次の申合を為し、一先特別委員會を終結し、之の結果を本會議に附議することとし開會せり。

申 合

一 左記諸案ニ關シテハ更ニ小委員ヲ設ケテ調査ヲ繼續シ成ルベク速カニ成案ヲ作成スルコト

記

第一、市政ヲ肅正スル爲メ左記要旨ノ如キ制度ノ設定ヲ可トス

甲案（臨時制）

東京市ニ今後三年間ヲ限リ顧問會ヲ置ク。市長ハ市會又ハ市

參事會ノ議決ニ不同意ナルトキハ顧問會ニ諮問シ顧問會亦市長ノ意見ニ同意ナルトキハ市長該議決ヲ拒否シ又ハ原案ヲ執行スルコトヲ得。顧問會ハ一定ノ有資格者中ヨリ市會ノ推薦シタル十五人ノ候補者ニ就キ内務大臣ノ任命シタル五人ノ顧問ヲ以テ組織ス

前期三年ノ期間ニ於テ適當ナル恒久的制度ノ確立ヲ期スルモノトス

乙案（常時制）

（案一）

東京市ニ市會議員定數六分一ヲ限リ特別選出方法ニ依ル議員ヲ置ク。特別市會議員（假ノ稱呼）ハ一般市會議員ト合シテ市會ノ職務権限ヲ行フ。特別市會議員ハ其ノ半數ハ一定ノ有資格者中ヨリ市會之ヲ選舉シ半數ハ内務大臣之ヲ選定ス。名譽職市參事會員定數中若干ハ特別市會議員ヲ以テ充ツルモ

ノトス

（案二）

東京市ノ名譽職市參事會員ハ市會ノ選舉ニ依ラズ廣ク市公民中ヨリ市公民が直接ニ之ヲ選舉（市會議員選舉ト同時ニ）スルコト。若シ此ノ方法困難ナリトセバ市會が廣ク市公民中ヨリ之ヲ選舉スルコト。斯クシテ市參事會員ト市會議員トハ相兼ネシメザルコトヲ必要トス

理由

以上三案トモニ時弊ノ由來スルトコロヲ一部制度ノ應急的若クハ恒久的改正ニ依リテ匡救セムトスルモノナリ

第二、市制第百七十三條ニ依ル有給吏員ノ組織任用分限ニ關スル敕令ノ制定ヲ要請シ特ニ東京市ニ對シテハ事務ノ中樞機關トシテ高等官一等又ハ其ノ待遇ヲ受クル總務局長ヲ置キ之ガ

任免ハ市長ノ同意ヲ得テ政府之ヲ爲スノ制度トスベシ

理由

東京市政ノ現状ニ鑑ミ理事機關内部ニ地位ヲ鞏固ニ保障セラレタル掌務ノ中心ヲ設定スルノ必要ヲ認ムルニ由ル

第三、東京市ノ會計ハ會計検査院ノ検査ニ付スルノ制度トスベシ

理由

東京市ノ如ク歲計膨大ニシテ其ノ間諸種ノ弊害ヲ醸シ易キモノニ對シテハ独立ノ地位ニ在ル専門機關ニ依リテ常時ノ監査ヲ必要ト認ムルニ由ル

第四、瀆職罪ノ相手方タル會社組合等ニ對シ大體左ノ如キ制裁方法ヲ講ズベシ

- 一、特権會社ノ特殊権益剝奪又ハ各種營造物ノ使用禁止等
- 二、一定額ノ罰金刑ヲ科スルコト

理由

事業會社ノ類ガ市政ヲ蠹毒シタル場合ニ於テ其ノ團體天レ自体ニ何等ノ制裁加ハルコトナキハ社會正義ニ反スルヲ以テ特ニ制裁ノ方法ヲ講ズルノ必要ヲ認ムルニ由ル

以上諸決議並に申合等は十一月二日附書面を以て前記本協議會出席者全部に對し賛否を質したるも今日に至るまで異議の回答を寄せられたる者なし。